

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

016	池子米軍家族住宅建設事業（小学校建設）	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
総括事項	<p>池子米軍家族住宅建設事業（以下「対象事業」という。）に係る小学校建設事業は、昭和62年9月8日に事業者である横浜防衛施設局から提出された環境影響予測評価書の事業計画を変更し、対象事業の一環として実施しようとするものである。</p> <p>対象事業は、逗子市と横浜市にまたがる旧米軍弾薬庫であった米軍提供用地約290ヘクタール（現在「池子住宅地区及び海軍補助施設」となっている。）のうち、逗子市池子地区の約85ヘクタール（以下「対象事業区域」という。）に、横須賀地区における米軍の家族住宅不足の解消を図るため、日本国とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約（いわゆる「日米安全保障条約」）に基づき、米軍に提供する家族住宅及び関連施設を建設するもので、平成10年3月31日には当初計画していた854戸の家族住宅及び関連施設の建設は完了し、その供用を開始したところである。</p> <p>対象事業区域内には小学校がなく、小学校児童（日本の幼稚園児から小学5年生に相当する児童。以下同じ。）は、横須賀海軍施設内の学校まで通学しており、長時間通学が負担となっている。このため事業者は、小学校を建設することとし、完成までの当面の措置として小学校児童のうちの低学年（日本の小学3年生以下に相当する児童）を対象とする簡易な学校を対象事業区域内に建設した。</p> <p>この簡易な学校については平成10年8月から供用しており、その後、平成16年12月15日に、この簡易な学校に代わる小学校児童全体を対象とする小学校を、対象事業区域を拡大して建設することを内容とする事業計画の変更がなされたため、環境影響評価手続を改めて行うこととなったものである。</p> <p>以上のような経緯から、対象事業に係る小学校建設事業（以下「本件事業」という。）は、対象事業区域の北西側に隣接した約2.16ヘクタールに、対象事業区域内の約0.3ヘクタールと合わせた計約2.46ヘクタールの土地（以下「実施区域」という。）に、小学校児童数約800人を想定した鉄筋コンクリート造3階建て延べ床面積約9,650平方メートルの校舎と、屋外休憩所、屋外遊具場、運動場、芝生広場、駐車場その他の施設を建設しようとするものである。</p> <p>実施区域は、コナラ、スダジイ等の高木を中心とした森林、いわゆる「池子の森」の南端の集水域となる谷戸部で、かつて土地の改変のあった谷底平坦地に位置し、セイタカアワダチソウススキ群落、コウゾーヤマガワ群落等の草地、低木及び亜高木を中心とした比較的自然度の低い植生分布であるものの、カワヂシャやヌマダイコン等の貴重な植物やホタル等の貴重な動物も確認されている。また、その周辺においてオオタカ等の希少猛禽類の生息が確認されている。</p> <p>こうした実施区域及びその周辺の豊かな自然環境に対して、本件事業の実施により影響を与えることが懸念されるため、神奈川県環境影響評価審査会では、貴重な動植物の生息環境の保全に関して慎重に審査を行い、特にオオタカの保全対策については部会を置き集中的に審査を行ってきた。</p> <p>その結果、本件事業の実施に当たっては、次の基本的視点を十分に配慮し、周辺の環境に及ぼす影響を軽減するため、最大限の環境保全対策を講じる必要がある。</p> <p>○ 実施区域においてはホタル等の貴重な昆虫類、貴重な植物が、またその周辺にはオオタカの生息が確認されていることから、それらの生息環境に係る保全対策をより慎重に講じる必要がある。</p> <p>○ 実施区域及びその周辺は、集水域となる谷戸と森林が一体となった豊かな生態系を有していることから、予測及び評価に当たっては、生態系の特性を十分に踏まえる必要がある。</p>	<p>池子米軍家族住宅建設事業は、池子住宅地区及び海軍補助施設（以下「提供用地」という。）内の南西部の区域に、米軍家族住宅、関連施設及び附帯施設を建設するものであり、昭和62年9月8日付で「環境影響予測評価書」（以下「予測評価書」という。）を神奈川県知事（以下「県知事」という。）に提出し、同年9月30日に工事に着手した。</p> <p>また、事業の実施過程において、計画の見直しがあった際には、その都度、「神奈川県環境影響評価条例の一部を改正する条例」の規定に基づく「環境影響予測評価書変更届出書」（以下「変更届出書」という。）を県知事に提出し、予測評価書に記載した内容の一部を変更する手続を行いながら進めてきたところであり、平成10年3月までに854戸の家族住宅及び関連施設等が完成し、既に供用している。</p> <p>小学校を建設するに当たり、予測評価書の内容の一部を変更する必要が生じたため、平成13年9月11日付で変更届出書を県知事に提出したところ、同年10月16日付で環境影響評価手続を改めて行う旨の手続の決定通知を受けたことから、「環境影響予測評価書案（以下「予測評価書案」という。）」を県知事に提出するために必要な調査等の作業を進めてきたが、同変更届出書の提出後に実施した現地調査において、希少猛禽類の繁殖行動が確認されたことから、「猛禽類保護の進め方（特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて）環境庁自然保護局野生生物課編 1996年8月（以下「猛禽類保護マニュアル」という。）」に基づき、猛禽類の生態に詳しい専門家の意見を聴取したところ、平成13年9月11日付変更届出書に記載した当初配置計画により小学校建設を実施した場合、当該猛禽類の生息環境に影響を及ぼす可能性のあることが指摘された。</p> <p>このため、猛禽類保護マニュアルに基づき、前述の猛禽類専門家の指導・助言を得ながら希少猛禽類の生息環境の保全対策を検討したところ、「周辺の森林と連続する形で小学校建設用地の一部を現状保存し、地形改変による影響を低減することが重要」との結論に達したことから、当初の小学校建設計画のうち、運動場の一部約3,500m²を削減する等の変更配置計画を策定した。以上の事由により、平成13年9月11日付変更届出書の一部変更を行い、平成16年12月15日付で変更届出書を県知事に提出したところ、平成17年1月19日付で、県知事から環境影響評価手続を改めて行う旨の平成13年の変更届出と同様な手続の決定通知を受けたことから、平成17年2月9日付で予測評価書案を県知事に提出した。</p> <p>その後、当該予測評価書案に対する5回の説明会の開催、意見書に対する見解書の作成、再意見書に対する見解書の作成、公聴会での陳述等の手続を経て、平成18年2月10日付で県知事から環境影響評価審査書の送付がなされたことから、審査結果を尊重して予測評価書を作成し、今般、これを県知事に提出することとなったものである。</p> <p>本事業の実施に当たっては、本事業が周辺の環境にどのような影響を与えるかを十分把握し、その影響を軽減するため、予測評価書案では、運動場の一部を削減することをはじめとして、工事中の粉じんが飛散しないよう散水車を配備し散水を行うこと、工事中に小学校建設用地に沈砂池を設けること及び小学校校舎西側に多自然型の水路を整備すること等の保全対策を実施することとしているが、審査結果を尊重し、更に、オオタカの生息環境に配慮した北側運動場の利用計画について米側の理解を求めると及び小学校建設用地北側にホタルの生息環境に配慮した新たな多自然型水路を整備すること等を実施することとし、最大限の環境保全対策を講じることとした。</p> <p>○ 本事業の実施に当たっては、実施区域及びその周辺における現地調査において、注目すべき種として、動物ではオオタカ、ホタル等の生息及び植物ではカワヂシャ、ヌマダイコン等の生育が確認されており、それらの環境に係る保全対策を慎重に講じることとした。</p> <p>○ 生態系は、「森林（乾性）生態系ユニット」、「森林（適潤性）生態系ユニット」、「草地（低木・亜高木）（適潤性）生態系ユニット」、「草地（乾性）生態系ユニット」、「草地（適潤性）生態系ユニット」及び「開放水域・水辺生態系ユニット」の6つに細分し、その特性を十分に把握した上で、予測及び評価を実施することとした。</p>

<p>動物</p>	<p>(1) ホタルの生息環境の保全対策について ホタル等の移植先としている上流水路は十分に良好な生息環境が整っているとはいえないことから、小学校建設に先立ち、新たに生息環境に配慮した多自然型水路を整備すること。また、移植は、多自然型水路の生息環境が整った適切な時期に行うこと。</p> <p>(2) オオタカの保全対策について 北側運動場については、運動場の一部を削減することによりオオタカの生息環境に配慮しているが、更に、北側運動場の施設設計についても配慮に努めること。 また、施設建築物については、屋上や壁面の緑化及び窓ガラスへの衝突防止対策などに努めること。</p>	<p>(1) ホタルの生息環境の保全対策について ホタルの生息環境の保全対策については、工事着手前に小学校建設用地内からホタルの幼虫等を同用地から上流の既存水路及び中央水路へ移植し、その後小学校校舎西側にホタルの生息環境に配慮した水路を整備した上で、中央水路等からホタルの幼虫等を再度移植する計画であったが、審査結果を尊重し、小学校建設用地上流部においても生息環境に配慮した新たな多自然型水路を整備することとした。 再度移植する時期については、整備する水路の生息環境の状況を見て、適切な時期に行うこととした。</p> <p>(2) オオタカの保全対策について オオタカについては、現地調査において繁殖行動が確認されたことから、猛禽類の生態に詳しい専門家の指導・助言を得て、予測評価書案に記載しているように、当初の小学校建設用地のうち、運動場の一部約3,500㎡の削減をはじめとする保全対策を講じることとしたが、審査結果を尊重し、更なる保全対策として、オオタカの生息環境に配慮した北側運動場の利用計画並びに施設建築物の屋上や壁面の緑化及び窓ガラスへの衝突防止対策については、今後実施する詳細設計の段階で米側の理解を得ながら具体化させていきたい。</p>
<p>植物</p>	<p>貴重な植物であるカワヂシャ及びヌマダイコンの保全対策は、調査範囲内の同質の環境に移植を行うとしているが、適切な時期を選定し、慎重に行うこと。</p>	<p>貴重な植物の移植については、それぞれの種の生育状況を観察して適した時期に実施する計画であり、カワヂシャは、工事着手前の花期（5～6月）に個体の確認を行い、夏季に掘り取って育苗箱で運び移植することとし、ヌマダイコンは、工事着手前の花期（8～11月）に個体の確認を行い、夏季～秋季に掘り取り、適湿を保ちながら育苗箱で運び移植することとする。 さらに、カワヂシャとヌマダイコンの移植の際には、移植の確率を高めるため、生育地点付近の表土も合わせて移植することとしている。</p>
<p>生態系</p>	<p>生態系を草地生態系及び森林生態系の2つの区分で予測及び評価を実施しているが、実施区域及び実施区域の周辺は、集水域となる谷戸と森林が一体となった自然環境特性に適した様々な生態系が成り立っていることから、2つの区分による予測及び評価では十分とはいえない。そこで、生態系ユニットの区分をより詳細に分析した上で予測及び評価を行うこと。</p>	<p>予測評価書案では、生態系を「草地生態系ユニット」及び「森林生態系ユニット」の2つに区分し、予測及び評価を実施しているが、審査結果を尊重し、これを「森林（乾性）生態系ユニット」、「森林（適潤性）生態系ユニット」、「草地（低木・亜高木）（適潤性）生態系ユニット」、「草地（乾性）生態系ユニット」、「草地（適潤性）生態系ユニット」及び「開放水域・水辺生態系ユニット」の6つに細分した上で、予測及び評価を実施した。 6つの生態系ユニットのうち、草地（適潤性）生態系ユニットは、事業の実施に伴い相当の部分が消失することとなるが、調査範囲の生態系のバランスを保つため、比較的多くの面積が残ることとなる草地（乾性）生態系ユニットに草地（適潤性）生態系ユニットの表土の一部を移植することで、できる限り現状の生態系の保全を図ることとした。</p>